

## 神戸市道路占用規則の一部改正案

### 1. 改正の目的

占用許可の迅速化及び交付事務の効率化を図るため工事用施設、工事用材料、露店等にかかる道路占用許可標識（木製版）を廃止するとともに、占用許可内容の掲出方法を変更し、併せて道路占用許可標識等の様式を改正します。

### 2. 改正（案）の概要

#### (1) 工事用施設、工事用材料、露店等にかかる道路占用許可標識（木製版）の廃止

現在、占有者に対して、道路占用許可証を交付するとともに、地下や上空に設けるものなどの一部の物件を除いて道路占用許可標識（銀ばく製シール）を交付していますが、工事用施設、工事用材料、露店等については、銀ばく製シールに加えて道路占用許可標識（木製版）を交付しています。

この木製版は、神戸市道路占用規則の施行（昭和46年4月1日）以降、職員が手書きで作製しており、時間の経過とともに時代に適合しなくなっていることや作製に時間がかかるため窓口での対応時間が長くなる一因になっていること、許可の有無・許可期間の確認は銀ばく製シールで可能であることから廃止します。

#### (2) 工事用施設、工事用材料の占用許可内容の掲出

工事用の板囲や足場、資材などについては、道路管理上、占有者、占用物件の内容を確認し連絡できるようにしておく必要があるため木製版に代わる手段として、占有者に許可内容を占用物件の見やすい箇所に掲出させるよう改めます。

### 3. 改正の内容

(1) 道路占用許可標識のうち、様式第3号の2（道路法第32条第1項第6号に掲げる施設）及び様式第3号の3（道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料）を廃止します。あわせて、様式第2号（道路占用許可証）及び様式第3号（道路占用許可標識銀ばく製シール）を一部修正します。

(2) 道路法施行令第7条第4号及び第5号に規定する物件の占有者は、占有期間中、許可番号、許可期間、占有者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者の氏名、占有場所、占有物件並びに占有面積を、占有物件の見やすい箇所に掲出しなければならないと改めます。

### 4. 施行予定日

令和3年4月1日（木）